

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は津々山台幼稚園 PTA と呼び、事務所を津々山台幼稚園内におく。

〒584-0086 大阪府富田林市津々山台 1 丁目 20 番 9 号

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は会員相互協力し、幼稚園と家族と社会との関係を一層密にして園児の福祉の増進と家庭生活の水準を向上することを目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

1. 教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 本会は特定の政党、宗教にかたよらず、如何なる営利的企業をも支持せず、また如何なる職務の候補者をも推薦してはならない。
3. 児童憲章の精神に即して、園児の福祉増進の為に活動する他の社会団体及び機関と協力する。
4. 本会の運営は自主的なものであって、他の如何なる団体からも支配や干渉をうけてはならない。
5. 幼稚園の活動を助けるための意見をのべ参考資料の提供はするが、園の人事や運営に干渉してはならない。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員となることのできる者は、次の通りである。

1. 本園園児の保護者
2. 本園に勤務する教職員

第 5 条 会員はすべて、平等の権利と義務を有する。

第 6 条 会員はすべて所定の会費を納めなければならない。

第 5 章 役委員及び会計監査委員

第 7 条 本会の役員は次の通りとし、任期は 1 カ年とする。ただし留任は差し支えがない。

- 会 長 1 名 (年長児保護者)
副会長 1 名 (年長児保護者)
書 記 2 名 (教員と保護者)
会 計 2 名 (教員と保護者)

ただし、原則は、役員会は合計 6 名で構成するが、次年度に向けて現 PTA 本部役員会の判断により、役員会の構成人数の合計について 1 名程度の増減は可能とする。

第 8 条 役員の仕事は次の通りである。

1. 会 長 本会の代表者で総会及び役委員会を招集し、会務を総括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在のときは、その代理を務める。
3. 書 記 ①総会、役委員会の議事、その他全般の活動状況の要項及びその結果を記録保存する。
②各種会合の開催について通知する。
4. 会 計 ①本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し総会に於いて収支を報告する。
②年度末総会に於いて会計監査を経た決算報告をし、承認をうける。

第 9 条 本会の経理を監査するため「2 名」の監査委員をおく。

第10条 学級委員は学級の意見をまとめたり、本会の連絡にあたりたりする。

第6章 役員及び各委員の選出

第11条 役員、各委員の選出は次の通りである。

- ①学級委員は全会員の中より若干名を選ぶ。
- ②役員、会計監査委員は学級委員の中より選出する。
- ③選出された役員、各委員は、総会に於いて承認される。

第7章 総会

第12条 総会は、本会の最高議決機関である。

第13条 総会は全会員の3分の1以上の出席者をもって成立する。但し止むを得ない事由のため、出席できない会員は委任状を議長に提出して、これに代えることができる。

第14条 議決は出席者の多数決できめる。

第15条 総会は会長が必要と認めた時招集することができる。

第16条 総会の議長は、原則として「会長」になる。

第8章 役委員会

第17条 役委員会は、役員、各委員で構成され総会の議決に基づいて本会の業務を運営し、且つ総会に提出する議案の調整を行う。

第18条 役委員会は、構成員の2分の1をもって成立する。

第19条 役委員会は会長が招集する。但し、構成員の4分の1以上の要求があった場合には、会長は招集しなければならない。

第9章 会計

第20条 1. 本会の経費は、原則として会費、事業収入で支弁する。
2. 会費の場合及び、その他の収入を得る場合等は、役委員会の承認を得なければならない。

第21条 本会の会費は、園児1名につき「月200円」とする。

第22条 本会の会費等は、第2章第2条の目的達成のため以外は一切支出されてはならない。

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 改正

第24条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の賛成者を得て改正することができる。

付 則 令和7年4月1日、津々山台幼稚園口座名義を「P.T.A」から「PTA」に改正する。

津々山台幼稚園 PTA 慶弔内規

1. 会員死亡の時は柩一對・香儀料2000円を供え、当該学級及び役委員会に連絡し、職員・役員代表が会葬します。
2. 園児死亡の時は、香儀料・柩一對、役員相談の上決定し、職員・役員代表が会葬します。
3. 園児が2週間以上引き続き、傷病の為欠席した時は見舞金1000円をもって見舞います。
(但し入院時は一週間とする。)
4. その他特別な場合は、役員会で決定します。
5. この規定による贈与に対しては、一切返礼しない。
6. この規定は、平成5年4月12日より実施する。